

広島市告示第179号  
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市西蟹屋プロムナードに係る使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 名称  
株式会社広島東洋カーブ
  - (2) 代表者の職氏名  
代表取締役社長 松田 元
  - (3) 住所又は事業所の所在地  
広島市南区南蟹屋二丁目3番1号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日